

令和6年度第1回教育委員会定例会

議事日程及び議案等

令和6年4月22日（月）

16時00分

於：女性第一・第二研修室

議事日程

令和6年4月22日(月) 16時00分

女性第一・第二研修室

1 開 会

2 会議成立の宣告

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議案審査順

公開予定(案)

定第1号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について]

定第2号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について]

定第3号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市特別支援教育審議会委員の解嘱及び委嘱について]

定第4号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について]

定第5号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について]

定第6号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解職又は解任及び委嘱又は任命について]

定第7号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解任及び任命について]

請願令和6年度第1号 傍聴を認めることの件

報告事項(1) 新1年生見学パスポートについて

非公開予定(案)

定第9号議案 鹿児島市特別支援教育審議会委員の委嘱の件

定第10号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件

定第8号議案 代決処分の承認を求める件

[県費負担教職員の懲戒に係る内申について]

6 その他

7 閉 会

定第 1 号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 2 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 嘱〕 令和 6 年 3 月 3 1 日付
長崎 伸一 (前：南中学校校長)
令和 6 年 4 月 1 5 日付
有村 恵 (前：吉田小学校長)

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱

〔委 嘱〕 令和 6 年 4 月 1 6 日付
松久保 鉄也 (明和小学校長)
前田 浩二 (武中学校長)

〔任 期〕 令和 7 年 6 月 3 0 日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則 (抜粋)

(代決)

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 図書館法 (抜粋)

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 図書館法施行規則 (抜粋)

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

4 鹿児島市図書館条例 (抜粋)

(図書館協議会)

第8条 図書館に法第14条第1項の規定に基づき、鹿児島市図書館協議会（以下「図書館協議会」という。）を置く。

2 図書館協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 略す

鹿児島市図書館協議会委員名簿（案）

構成	氏名	所属・職名
学校教育関係者	松久保鉄也 (前:有村恵)	明和小学校長 (前:吉田小学校長)
	前田浩二 (前:長崎伸一)	武中学校長 (前:南中学校長)
	青木明世	鹿児島商業高等学校教諭
社会教育関係者	坂口拓	鹿児島商工会議所 青年部
	原田加代子	鴨池公民館運営審議会委員
家庭教育関係者	坂元豪	市PTA連合会副会長
	榎園早百合	紙芝居の会 桜の樹代表
学識経験者	岩下雅子	鹿児島国際大学非常勤講師
	佐藤宏之	鹿児島大学 法文教育学域教育学系准教授
	金子満	鹿児島大学 法文教育学域法文学系准教授

〔任期〕 令和5年7月1日から令和7年6月30日まで

※網掛け委員の任期は、令和6年4月16日から令和7年6月30日まで(前任者の残任期間)

〔理由〕 人事異動に伴う解職及び後任委員の委嘱

〔女性委員の割合〕 40.0%

定第2号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和6年4月22日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

- [解 嘱] 令和6年3月31日付
鬼塚 仁 (前：荒田小学校長)
木原 敏行 (前：松元中学校長)
新川 智裕 (前：建設局都市計画部土地利用調整課長)
- [理 由] 人事異動に伴う解嘱
- [委 嘱] 令和6年4月1日付
池田 浩 (和田小学校長)
元野 弘 (鴨池中学校長)
上野 仁志 (建設局都市計画部土地利用調整課長)
- [任 期] 令和6年6月30日まで
- [理 由] 人事異動に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市立小中学校区審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 市立小中学校の校区について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鹿児島市立小中学校区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、鹿児島市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、鹿児島市立小学校及び中学校に就学する児童及び生徒の校区の設定又は改廃に関する事項を調査審議し、その結果を委員会に答申する。

（組織）

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小学校及び中学校のPTAを代表する者
- (3) 小学校長及び中学校長
- (4) 市長部局の職員
- (5) その他委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

鹿児島市立小中学校区審議会委員名簿(案)

構成	氏名	所属・職名
学識経験者	元村 美起子	市地域婦人会連絡協議会書記
	坂尾 加代子	市あいご会連合会監事
	池田 俊彦	鹿児島女子短期大学附属かもめ幼稚園長
	西 ゆう子	鹿児島家庭裁判所調停委員
	有倉 巳幸	鹿児島大学法文教育学域教育学系教授
	濱沖 敢太郎	鹿児島大学法文教育学域教育学系講師
小・中学校 PTA代表	田淵 千春	市PTA連合会副会長
	川添 啓子	市PTA連合会副会長
小・中 学校 中長	池田 浩 (前:鬼塚 仁)	和田小学校長 (前:荒田小学校長)
	元野 弘 (前:木原 敏行)	鴨池中学校長 (前:松元中学校長)
市長部局職員	塘 正平	市民局市民文化部市民課長
	上野 仁志 (前:新川 智裕)	建設局都市計画部土地利用調整課長

〔任 期〕 令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

※網掛けの委員の任期は、令和6年4月1日から令和6年6月30日まで(前任者の残任期間)

〔理 由〕 人事異動に伴う解職及び後任委員の委嘱

〔女性委員の割合〕 41.7%

定第3号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市特別支援教育審議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和6年4月22日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 嘱〕 令和6年3月31日付
喜岡 達也 (前：向陽小学校長)
内 健史 (前：郡山中学校長)
久保 愛子 (前：谷山小学校教諭)
迫田 博幸 (前：県立鹿児島特別支援学校長)
吉元 英志 (前：県こども総合療育センター支援部長)

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱

〔委 嘱〕 令和6年4月1日付
内菌 博之 (向陽小学校長)
益満 裕美 (星峯中学校長)
児島 佳子 (鹿児島玉龍中学校教諭)
堀之内 恵司 (県立鹿児島特別支援学校長)
山口 恭史 (県こども総合療育センター支援部長)

〔任 期〕 令和6年4月30日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市特別支援教育審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 障害等により特別な支援を必要とする幼児及び児童生徒（以下「児童等」という。）の適切な就学を図るとともに、就学後の一貫した支援について助言を行うため、鹿児島市特別支援教育審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、特別な支援を必要とする児童等の教育に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

鹿児島市特別支援教育審議会委員名簿(案)

構 成	氏 名	所 属 ・ 職 名
学 識 経 験 者	楠 生 亮	鹿児島市立病院感染制御部長
	橋 口 知	鹿児島大学学術研究院法文教育学域教育学系教授
	餅 原 尚 子	鹿児島純心女子大学大学院人間科学研究科教授
	今 林 俊 一	鹿児島純心女子短期大学生活学科教授
	福 田 雅 紀	辻ヶ丘幼稚園長
小 学 校 ・ 中 学 校 長	内 菌 博 之 (前:喜 岡 達 也)	向陽小学校長 (前:向陽小学校長)
	益 満 裕 美 (前:内 健 史)	星峯中学校長 (前:郡山中学校長)
特 別 支 援 学 級 等 担 任	川 尻 友 美	桜丘中学校教諭
	溝 上 茂 樹	原良小学校教諭
	児 島 佳 子 (前:久 保 愛 子)	鹿児島玉龍中学校教諭 (前:谷山小学校教諭)
特 別 支 援 学 校	堀之内 恵司 (前:迫 田 博 幸)	県立鹿児島特別支援学校長 (前:県立鹿児島特別支援学校長)
	鳥 居 睦 代	県立鹿児島聾学校教諭
	山 田 良 枝	県立武岡台特別支援学校教諭
相 談 機 関	山 口 恭 史 (前:吉 元 英 志)	県こども総合療育センター支援部長 (前:県こども総合療育センター支援部長)
福 祉 施 設	水 流 かおる	社会福祉法人落穂会児童発達支援センター歩路園長

〔任 期〕 令和4年5月1日から令和6年4月30日まで

※網掛けの委員の任期は、令和6年4月1日から令和6年4月30日まで(前任者の残任期間)

〔理 由〕 令和6年4月1日付け人事異動に伴う解嘱に伴い、新たに委嘱するもの

〔女性委員の割合〕46.7%

定第4号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和6年4月22日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 嘱〕 令和6年3月31日付
北 英一郎（前：市中学校長代表）

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱

〔委 嘱〕 令和6年4月1日付
内 真奈美（市中学校長代表）

〔任 期〕 令和6年6月30日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則 (抜粋)

(代決)

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 社会教育法 (抜粋)

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 鹿児島市社会教育委員条例 (抜粋)

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

鹿児島市社会教育委員名簿(案)

構 成	氏 名	所 属 ・ 職 名
学 校 教 育 関 係 者	小 磯 誠	市私立幼稚園協会理事 (すみれ幼稚園長)
	日 高 京 美	市小学校長代表 (中郡小学校)
	内 真奈美 (前:北 英 一 郎)	市中学校長代表 (緑丘中学校) (前 市中学校長代表:緑丘中学校)
	阿 多 威 文	市立高等学校長代表 (鹿児島玉龍高等学校)
社 会 教 育 関 係 者	須 部 貴 之	のきさき市鹿児島騎射場主宰 (KISYABAREE代表)
	郡 山 優 子	学校支援ボランティア東昌本部地域学校協働活動推進員 (地域コーディネーター)
	柿 元 まり子	市あいご会連合会副会長
	仮 屋 慶 一	JICA九州センター デスク鹿児島 国際協力推進員
	元 村 美 起 子	市地域婦人会連絡協議会会長
	金 子 陽 飛	唐湊山の手町内会長
家 庭 教 育 関 係 者	川 添 啓 子	市PTA連合会副会長
	國 弘 小 百 合	NPO法人ミーサ・インフォメーションNet 代表理事
	榎 園 早 百 合	谷山中学校読み聞かせグループリユール代表
	亀 井 愛 子	喜入子育てコミュニティKADAN会長
学 経 験 者	尾ノ上 優 二	市社会福祉協議会常務理事
	中 村 一 則	県教職員組合鹿児島地区支部長
	森 木 朋 佳	鹿児島純心女子短期大学生活学科准教授
	農 中 至	鹿児島大学法文教育学域法文学系法文学部 准教授
	内 山 仁	鹿児島国際大学国際文化学部准教授
	平 川 順 一 朗	南日本新聞社報道本部長

〔任 期〕 令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

※網掛けの委員の任期は、令和6年4月1日から令和6年6月30日まで(前任者の残任期間)

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱及び後任委員の委嘱

〔女性委員の割合〕 50.0%

定第5号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和6年4月22日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 嘱〕

令和6年3月31日付

岩越 悟志 (前：甲南中学校長)
北 英一郎 (前：緑丘中学校長)
渡邊 美佳 (前：西陵中学校長)
塚元 宏雄 (前：吉田南中学校長)
迫田 広恵 (前：桜洲小学校教頭)
長元 武彦 (前：喜入中学校長)
寶満 みゆき (前：瀬々串小学校教頭)
木原 敏行 (前：松元中学校長)
松元 浩幸 (前：桜丘西小学校長)

〔理 由〕

人事異動に伴う解嘱

〔委 嘱〕

令和6年4月1日付

岩脇 勝広 (甲南中学校長)
内 真奈美 (緑丘中学校長)
山下 信久 (西陵中学校長)
鯨島 讓 (吉田北中学校長)
寺田 あゆみ (桜島中学校教諭)

岡元 次郎 (喜入中学校長)
前田 久之 (中名小学校教頭)
五反田 晴夫 (松元中学校長)
田中 省一 (桜丘西小学校長)

〔任 期〕 令和6年5月31日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 社会教育法（抜粋）

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 鹿児島市公民館条例（抜粋）

（審議会の設置）

第11条 館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するため、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第12条 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（定数）

第13条 審議会の委員の定数は、15人以内とする。

（任期）

第14条 審議会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

鹿児島市公民館運営審議会委員名簿(案)

	構成	氏名	所属・職名
中央公民館	学校教育関係者	原 口 雅 也	大龍小学校長
		岩 脇 勝 広 (前：岩 越 悟 志)	甲南中学校長 (前：甲南中学校長)
	社会教育関係者	宇 都 大 作	市芸術文化協会理事
		中 村 智 貴	城南校区まちづくり協議会きぼう部会長
		足 立 一 代	坂元台校区スポーツ推進委員
	家庭教育関係者	益 山 佳 奈 子	坂元校区家庭教育関係者代表
		伊 藤 ユ リ	山下校区家庭教育関係者代表
		豊 永 あ い 子	清水地区主任児童委員
	9人	学識経験者	新 原 市 郎
鴨池公民館	学校教育関係者	日 高 京 美	中郡小学校長
		松 本 遵	西紫原中学校長
	社会教育関係者	出 水 沢 真 由 美	宇宿校区コミュニティ協議会事務局職員
		原 田 加 代 子	向陽校区まちづくり協議会事務局職員
		福 司 山 美 穂 子	紫原校区まちづくり協議会社会教育部長
	家庭教育関係者	中 崎 啓 文	鴨池小学校PTA会長
		田 中 聖 子	荒田校区コミュニティ協議会家庭教育代表
		有 村 絹 子	八幡地区民生委員・児童委員
	9人	学識経験者	小 城 和 臣

城西公民館 7人	学校教育関係者	界 敏 則	原良小学校長
		森 園 守	明和中学校長
	家庭教育関係者	三 橋 雪 子	自主学習グループ連絡会会計
		松 永 久 子	草牟田地区民生委員・児童委員
		豊 平 ルミ子	西田地区主任児童委員
	学識経験者	福 元 直 子	明和地区主任児童委員
		高 崎 良 一	元西田小学校長
谷山市民会館 9人	学校教育関係者	伊 東 智 志	錫山小・中学校長
		吉 峯 進	西谷山小学校長
	社会教育関係者	鬼 丸 のり子	谷山地域各流連合華道連絡会会員
		中 脇 公 英	東谷山校区スポーツ推進委員
		間 世 田 吉 宣	福平コミュニティ協議会副会長
	家庭教育関係者	野 田 百合子	谷山校区女性学級長
		熊 澤 佳 子	錦江台小学校学校評議員
		柿 元 まり子	和田校区あいご協議会長
	学識経験者	内 山 仁	鹿児島国際大学国際文化学部准教授
吉野公民館 6人	学校教育関係者	古 石 美 紀	吉野小学校教頭
	社会教育関係者	長 野 俊 之	吉野東まちづくり協議会事務局長
	家庭教育関係者	栗 田 誠 一	スポーツ推進委員協議会会長
		村 山 ミユキ	大明丘地区民生委員・児童委員
		山 内 奈 子	吉野東中学校PTA副会長
	学識経験者	中 馬 道 則	元中洲小学校長

伊 敷 公 民 館 7 人	学校教育関係者	堀之内 尚史	伊敷小学校長
		内 真奈美 (前:北 英一郎)	緑丘中学校長 (前:緑丘中学校長)
	社会教育関係者	岩下 ひろみ	花野校区コミュニティ協議会事務局職員
		増田 恵津子	玉江校区コミュニティ協議会事務局職員
		井出 俊郎	伊敷台校区夢の里まちづくり協議会青少年育成部長
	家庭教育関係者	榎田 真美	犬迫児童クラブ主任支援員
	学識経験者	福山 久	前小山田校区まちづくり協議会会長
武 ・ 田 上 公 民 館 7 人	学校教育関係者	杉木 正一郎	武小学校長
		山下 信久 (前:渡邊 美佳)	西陵中学校長 (前:西陵中学校長)
	社会教育関係者	本山 恵子	武・田上地域女性団体連絡会会長
		三枝 直美	武・田上地域スポーツ推進委員協議会副会長
		田中 のり子	武岡コミュニティ協議会社会教育部会長
	家庭教育関係者	平原 庸子	広木地区民生委員児童委員協議会会長
	学識経験者	今別府 勉	元山田小学校長
東 桜 島 公 民 館 4 人	学校教育関係者	野村 浩二	黒神中学校長
	社会教育関係者	松元 千代子	黒神校区女性学級長
	家庭教育関係者	中村 美江子	東桜島校区あいご会会計
	学識経験者	岩元 益男	改新地域コミュニティ協議会会長
吉 田 公 民 館 6 人	学校教育関係者	牧住 幸二	本城小学校長
		鮫島 讓 (前:塚元 宏雄)	吉田北中学校長 (前:吉田南中学校長)
	社会教育関係者	北園 順子	宮校区あいご主事
		山王 芳子	自主学習グループ長
	家庭教育関係者	原田 正樹	吉田小学校PTA副会長
	学識経験者	原田 美鈴	鹿兒島市生活学校運動連絡会長

桜島公民館 6人	学校教育関係者	寺 田 あゆみ (前:迫田 広恵)	桜島中学校教諭 (前:桜洲小学校教頭)
	社会教育関係者	田 中 江利子	桜峰校区コミュニティ協議会事務局書記・会計
		山 下 彰 太	桜洲赤水地区体育部長
	家庭教育関係者	大 村 瑛	桜峰校区コミュニティ協議会イベント部会長 (NPO法人桜島ミュージアム)
	学識経験者	濱 田 江 美	桜洲小親子読書会さくらんぼ元代表
喜入公民館 6人	学校教育関係者	岡 元 次 郎 (前:長元 武彦)	喜入中学校長 (前:喜入中学校長)
	社会教育関係者	前 田 久之 (前:竇満 みゆき)	中名小学校教頭 (前:瀬々串小学校教頭)
		有 村 節 子	前之浜校区女性学級長
	家庭教育関係者	中 村 浩 美	自主学習グループ連絡会会長
	学識経験者	宮 原 真 弓	生見保育園長
松元公民館 6人	学校教育関係者	福 里 廣	中名地域コミュニティ協議会長
	学校教育関係者	五 反 田 晴 夫 (前:木原 敏行)	松元中学校長 (前:松元中学校長)
	社会教育関係者	田 實 澄 恵	県PTA連合会副会長
		大 迫 まどか	松元校区まちづくり協議会事務局職員
	家庭教育関係者	神 園 裕 理 香	東昌児童クラブ支援員
学識経験者	坂 上 竜 次	社会福祉法人みらい育心会理事長 (NPO法人たけのこキッズ理事長)	
郡山公民館 6人	学校教育関係者	川 原 正 一	教育カウンセラー
	学校教育関係者	山 里 浩 美	花尾小学校長
	社会教育関係者	山 下 久 代	ひとつ葉劇団こいやま会員 (NPO法人残していきたいかごつま弁協会会員)
		境 田 紀 弘	自主学習グループ連絡協議会長
	家庭教育関係者	貴 島 直 子	花尾地域家庭教育関係者代表
学識経験者	安 樂 進 一 郎	郡山地域コミュニティ協議会長	
学識経験者	中 村 哲	自主学習グループ講師	

谷 山 北 公 民 館 8 人	学校教育関係者	田 中 省 一 (前:松 元 浩 幸)	桜丘西小学校長 (前:桜丘西小学校長)
		山 下 久 美 子	皇徳寺中学校長
	社会教育関係者	堂 満 弘 光	中山校区まちづくり協議会長
		米 森 玲 子	公民館講座講師
		小 野 伸 子	自主学习グループ連絡会副会長
		吉 永 ま ゆ み	読書グループ「こだま」代表
	家庭教育関係者	大 保 辰 美	つばき幼稚園理事長
	学 識 経 験 者	小 倉 敏 郎	元谷山北公民館長

【計96人】

〔任 期〕 令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

※網掛けの委員の任期は、令和6年4月1日から令和6年5月31日まで(前任者の残任期間)

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱及び後任委員の委嘱

〔女性委員の割合〕 53.1%

定第 6 号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解職又は解任及び委嘱又は任命について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 4 月 2 2 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解嘱又は解任〕 令和 6 年 3 月 3 1 日付

渡邊 美佳 （前：西陵中学校長）

中村 武司 （前：教育委員会事務局教育部学校教育課長）

〔理 由〕 人事異動に伴う解嘱又は解任

〔委嘱又は任命〕 令和 6 年 4 月 1 日付

山下 久美子（皇徳寺中学校長）

竹下 直大 （教育委員会事務局教育部学校教育課長）

〔任 期〕 令和 6 年 4 月 3 0 日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の委嘱又は任命

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市立少年自然の家条例（抜粋）

（協議会）

第11条 少年自然の家の適正な運営を図るため、鹿児島市立少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、教育委員会の諮問に応じ、少年自然の家の運営について協議する。

3 協議会は、20人以内の委員で組織し、その委員は、教育委員会が任命又は委嘱する。

4 協議会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることができる。

5 協議会の委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 略す

3 鹿児島市立少年自然の家条例施行規則（抜粋）

（協議会の委員）

第10条 鹿児島市立少年自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

(1) 小・中学校及び高等学校を代表する者

(2) 教職員団体を代表する者

(3) 社会教育関係団体を代表する者

(4) 学識経験者

(5) 教育委員会事務局職員

(6) その他教育委員会が必要と認める者

鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員名簿(案)

構成	氏名	所属・職名
小・中・高等学校代表	中村 宗義	坂元小学校長
	山下 久美子 (前：渡邊美佳)	皇徳寺中学校長 (前：西陵中学校長)
	堀之内 尚郎	鹿児島商業高等学校長
教職員団体代表	鈴木 涼子	県教職員組合鹿児島地区支部副支部長
社会教育関係団体代表	川添 啓子	市PTA連合会副会長
	井出 俊郎	市スポーツ少年団指導者協議会会長
	佐藤 秀子	ボーイスカウト鹿児島第2団委員長
	盛山 治美	ガールスカウト鹿児島県第7団年長部門リーダー
	南 静乃	市あいご会連合会監事
	東 靖子	市保育園協会理事
学識経験者	浜崎 眞美	鹿児島女子短期大学教授
	福満 博隆	鹿児島大学総合科学域総合教育学系准教授
教育委員会事務局職員	鶴田 紋太郎	教育委員会事務局学務課長
	竹下 直大 (前：中村 武司)	教育委員会事務局教育部学校教育課長 (前：同上)
	西國 原 学	教育委員会事務局生涯学習課長
	吉元 利裕	教育委員会事務局青少年課長

〔任期〕 令和5年5月1日から令和6年4月30日まで

※網掛けの委員の任期は、令和6年4月1日から令和6年4月30日まで(前任者の残任期間)

〔理由〕 人事異動に伴う解嘱又は解任及び後任委員の委嘱又は任命

〔女性委員の割合〕 50.0%

定第7号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解任及び任命について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和6年4月22日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

〔解 任〕 令和6年3月31日付
池田 隆 （前：教育委員会事務局教育部保健体育課長）

〔理 由〕 人事異動に伴う解任

〔任 命〕 令和6年4月1日付
山口 伸一 （教育委員会事務局教育部保健体育課長）

〔任 期〕 令和6年6月30日まで

〔理 由〕 人事異動に伴う後任委員の任命

(参 照)

1 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 鹿児島市立学校給食センター条例（抜粋）

（運営審議会）

第5条 学校給食センターに鹿児島市立学校給食センター運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

2 運営審議会は、学校給食センターの運営について審議する。

3 運営審議会の委員は、鹿児島市教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 鹿児島市立学校給食センター条例施行規則（抜粋）

（運営審議委員）

第3条 運営審議会の委員は、18名以内とし次の各号に掲げる者のうちから任命し又は委嘱する。

- (1) 市立学校の校長及び教職員
- (2) 市学校保健会会長
- (3) P T A代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 衛生管理機関の代表者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員名簿(案)

構 成	氏 名	所 属 ・ 職 名
市立学校の校長 及び教職員	茶 屋 大 作	宮川小学校長
	伊 口 秀 樹	紫原中学校長
	郡 山 未 來	西紫原小学校教諭
	篠 原 ゆ か り	東昌小学校養護教諭
	中 馬 ま り 子	伊敷台中学校教諭
	三 角 理 恵	南中学校教諭
	中 川 麻 美	喜入中学校教諭
市学校保健会会長	上 ノ 町 仁	市学校保健会会長
P T A 代 表 者	阿 久 根 剛	伊敷台小学校PTA会長
	宮 園 鎮 更	花尾小学校PTA会長
	三 橋 伸 哉	清水中学校PTA会長
	山 崎 広 大	城西中学校PTA会長
	帖 佐 麻 衣 子	武中学校PTA会長
	尾 上 瑞 樹	吉田北中学校PTA会長
学 識 経 験 者	進 藤 智 子	鹿児島純心女子短期大学准教授
	山 崎 歌 織	鹿児島女子短期大学教授
衛 生 管 理 機 関 の 代 表 者	新 小 田 雄 一	市保健所長
その他教育委員会が 必要と認める者	山 口 伸 一 (前：池田 隆)	教育委員会事務局教育部 保健体育課長 (前:同上)

〔任 期〕 令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

※網掛けの委員は、令和6年4月1日から令和6年6月30日まで(前任者の残任期間)

〔理 由〕 人事異動に伴い、解任及び任命するもの

〔女性委員の割合〕 44.4%

傍聴を認めることの件

鹿児島市宇宿6-17-5 小濱健児から鹿児島市教育委員会会議規則第41条の規定に基づき別紙のとおり請願書が提出されたので、同規則第43条の規定に基づきその採否を諮る。

令和6年4月22日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会会議規則（抜粋）

第8章 請願

第41条 委員会に請願しようとする者は、請願書を、教育長に提出しなければならない。

第42条 請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び職業年令を記し、各自の署名捺印を必要とする。

2 団体の請願は、その代表者が署名捺印するとともに、団体の印をおさなければならない。

第43条 請願書が提出されたときは、教育長は、委員会の会議に付してその採否を議決しなければならない。

第44条 前条により採択した請願は、次の会議の議事日程にこれを加えなければならない。

2 前条により採択しないと決したものは、理由を付して教育長を通じて、請願人に通知しなければならない。



2024年03月22日

鹿児島市教育委員会教育長様

鹿児島市宇宿6-17-5

小濱健児

請願 傍聴を認めること

<請願内容>

- 1 鹿児島地区採択協議会の会議を傍聴すること
- 2 鹿児島地区採択協議会後の教科書採択についての鹿児島市教育委員会会議を傍聴すること

<請願理由>

- 1 全国で、今、教科書採択の審議について傍聴できる教育委員会が増えつつある。
傍聴については、次の2点から要望する。
(1) 教科書採択について透明性を確保するため。
(2) 教科書採択について、市民の関心を高めるため。
- 2 鹿児島市教育委員会は、「業務に支障がある」という理由で、傍聴を認めていない。しかし、会議録は公開している。
傍聴については、議会や裁判所を例にした基準のもとなら、「業務に支障」はないと考える。また、静ひつな環境も確保できると考える。
- 3 教科書選定は、市民の関心事になるべきことだと考える。
そのために様々な措置をとることは、教育委員会の任務だと考える。
- 4 ~~なお、私が代表を務める「かごしま教科書問題研究会」の資料を改めて送付する。こちらも検討いただければ、幸いである。~~

報告事項(1) 新1年生見学パスポートについて

① 趣旨

新1年生の入学を祝うとともに、早い機会に子どもたちの自然・科学・文化・美術・歴史等への関心と興味を高め、各施設に慣れ親しむ契機となるよう入館料等を免除する。

② 対象施設

科学館、かごしま近代文学館、かごしまメルヘン館、ふるさと考古歴史館、異人館、美術館、西郷南洲顕彰館、かごしま文化工芸村、維新ふるさと館、鴨池海づり公園、桜島海づり公園、平川動物公園、かごしま水族館

③ 有効期限 令和6年4月1日～8月31日

④ 対象者 約5,300人 (市内の国立・市立・私立小学校の新1年生)

